

＊ ＊ 2022年07月15日改訂（第4版）
＊ 2017年02月01日（第3版（新記載要領））

届出番号：08B2X00011000003

機械器具 6 6 歯科用練成器
一般医療機器 歯科用練成器具 70682000

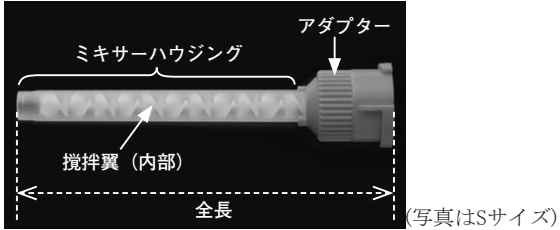
TDⅡ ミキシングチップ

再使用禁止

【禁忌・禁止】
再使用禁止。

【形状・構造及び原理等】

- 1) 形状・構造
本品は、ペースト状の材料を練和するための攪拌翼及びミキサーハウジングと、専用カートリッジに取り付けるためのアダプターから成る。



サイズ	全長
XS (イエロー)	69.5 mm
S (ピンク)	82.5 mm
M (グリーン)	88.5 mm

・材質

攪拌翼	ポリアセタール樹脂
ミキサーハウジング	ポリプロピレン樹脂
アダプター	ポリプロピレン樹脂

- 2) 原理
専用カートリッジから押し出された2種のペーストが、本品の内部の攪拌翼を通過することによって練和される。

【使用目的又は効果】

歯科材料を練和又は混和する器具。

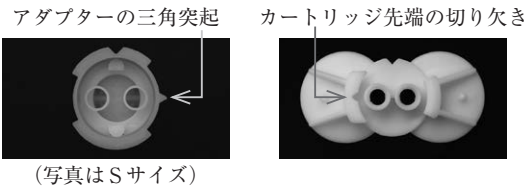
〔使用目的又は効果に関連する注意事項〕

使用する製品カートリッジが本品の装着に適したものであることを確認の上、使用すること。

【使用方法等】

本品及び使用する製品カートリッジに破損などの異常がないこと、使用するディスペンサー（別売）に破損などの異常がなく適切に稼動することを確認します。

- 1) ディスペンサーに、製品カートリッジ（50 mL）を取り付けます。
- 2) カートリッジのキャップを取り外し、2種のペーストが均等に吐出されることを確認します。
- 3) 本品のアダプターの三角突起とカートリッジ先端の切り欠き（下図参照）を合わせてセットし、ミキシングチップの先端側から見て時計回りに90°回転させ、確実に固定します。



- 4) ディスペンサーのハンドルを握り、ペーストを押し出すと、練和物が本品の先端より吐出されます。

- 5) 使用后、本品を取り外す場合には、本品を反時計回りに90°回転させ、本品の三角突起とカートリッジ先端の切り欠きを合わせて引き抜きます。

〔使用方法等に関連する使用上の注意〕

- ・ペーストを急激に押し出すと、ペーストの漏れ、カートリッジの破損を引き起こすことがあるので、押し出しには注意すること。
- ・本品を使用する際は、使用する製品（カートリッジ入り）及びディスペンサーの添付文書／使用説明書等の指示に従うこと。

【使用上の注意】

- 1) 使用注意
 - ・本品の攪拌翼をハウジング内部から引き出さないこと。
 - ・本品を曲げたり潰したりすると均一に練和されなくなり、ジョイント部からペーストが漏れたりするので注意すること。
 - ・本品が破損していた場合は、使用しないこと。
 - ・使用後は、感染性の汚染が考えられる場合は医療廃棄物として、汚染のない場合は産業廃棄物として廃棄すること。
 - ・本品は、【使用目的又は効果】に記載の用途以外には使用しないこと。
 - ・本品は、歯科医療有資格者以外の人は使用しないこと。
- 2) その他の注意
本書の記載内容は、作成／改訂時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、新しい知見により改訂することがあります。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- ・直射日光や高温多湿を避けて保管すること。
- ・歯科医療従事者以外の人が触れないように適切に保管・管理すること。

＊ ＊ 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売／製造 株式会社トクヤマデンタル
住所 〒314-0255茨城県神栖市砂山26
電話番号 (フリーダイヤル) 0120-54-1182

ご使用の前に本書の
使用上の注意をよく
お読み下さい。